平成２３年（フ）第４８５５号
大阪市鶴見区茨田大宮１丁目10番１―503号
債務者　三木　　薫
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９２０号
大阪市淀川区東三国４丁目20番21号
債務者　齊木　隆徳
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９４６号
大阪市西区千代崎２丁目18番４―403号
債務者　関口ちよみ
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９７５号
大阪府八尾市久宝寺２丁目１番２―906号
債務者　髙島　正人
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０１３号
大阪府東大阪市太平寺１丁目９番20号　太平寺マンション206号
債務者　菅　　清美
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０１５号
大阪市平野区瓜破２丁目４番２―501号
債務者　大﨑　晴之
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０１６号
大阪市平野区瓜破２丁目４番２―501号
債務者　大﨑　久恵
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０２０号
大阪府枚方市北中振３丁目32番７号
債務者　戸田　賢一
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０２１号
大阪市西区川口４丁目２番19号
債務者　渡邊太二郎
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０２７号
大阪市平野区瓜破東１丁目４番４―1305号
債務者　眞弓美智晴
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０２８号
大阪市平野区瓜破東１丁目４番４―1305号
債務者　眞弓　千明
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８９５号
大阪府寝屋川市大成町11番16号
債務者　安川　直希
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３６号
川崎市川崎区川中島１丁目８番17号　シティハイム福寿荘103
債務者　杉原　孝幸
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４４０号
川崎市幸区南幸町３丁目９番地
債務者　加藤　知子
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４６１号
川崎市幸区下平間68番地１　市営住宅２―404
債務者　関口　四郎
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１８４号
愛知県豊橋市神ノ輪町83番地
債務者　金子　篤美
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月12日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１９３号
愛知県豊川市伊奈町南山新田134番地３
債務者　五十川ノリ子
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月12日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部